

## 「建設リサイクル法」対象工事を落札された業者の皆さんへ。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が2002年5月30日から施行されたことに伴い、対象工事の契約手続等が次のとおり一部変更になりますのでご注意ください。

**落札決定後**～ 契約担当課から 契約書2部，法第12条1項関係書面1部  
法第13条及び省令第4条関係書面1部をお渡します。

- 落札者は**～
1. 及び の書面に必要事項を記載し、コピーして各2部作成し記名押印の上、工事担当課へ持参して内容の説明をしてください。
  2. 工事担当課では、内容を確認し、確認印を押した後、の書面1部(1部は工事担当課保管)、の書面2部をお返しします。
  3. と、返された書面 を 契約担当課に持参してください。
  4. 契約担当課では、確認印を受けていることを確認した後 の書面はお返ししますので大切に保管しておいてください。の書面2部は各契約書にそれぞれ添付して契約を締結します。( の書面は契約書の一部となりますので、これが無い場合は契約を締結することができません。)

**注意：**契約は今までどおり落札決定の翌日から5日以内となっていますので注意してください。

なお、契約時における契約保証金その他の扱いについては従前どおりです。